

豊田市盛土等情報管理システム構築業務委託プロポーザル実施要領

1 契約の目的

令和6年10月1日から開始された宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）においては、一定規模以上の盛土や切土などの造成事業のほか土石の一時的な堆積（以下「盛土等」という。）は許可が必要となり、許可後3か月ごとの進捗管理や、盛土等の完了後における経過観察などが求められているほか、盛土規制法の規制開始前から実施された盛土等（以下「既存盛土等」という。）についても、経過観察や安全性確認を行う必要がある。

盛土等に関する多種多様な情報について、デジタル技術を活用して収集・管理・活用を図り、市内の盛土等の適切な管理や安全性を確保するため、盛土等情報管理システムの構築を行うものである。

2 契約の概要

（1）業務の概要

主な業務内容は次のとおりとし、構築するシステムに最低限必要な機能及びその他仕様等については、別紙仕様書のとおりとする。

ア 本市共有サーバー内に、盛土等に関する情報を一元管理するシステムを構築する。

イ アで構築するシステムは、既存の電子申請システム（あいち電子申請・届出システム）と容易に連携できるものとする。

（2）履行期限 令和8年3月19日（木）

3 提案限度額

29,700,000円（税込み）

4 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

- （1）公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- （4）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- （5）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- （6）このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）

(7) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。

- ア 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者（ただし、(1)に掲げる豊田市競争入札参加資格者の名簿に登載されたものに限る。）
- イ 令和2年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として1件当たりの税込金額1400万円以上の「地理情報システム(GIS)を活用した情報管理システム構築」に関する業務の履行実績を有する者であること。
- ウ 技術士（情報工学部門）、応用情報技術者又は情報セキュリティマネジメントの資格を有する者であること。

5 選考日程

(1) 全体スケジュール

- | | |
|----------|-----------------------------|
| 4月 7日（月） | 業者選定審査会による方式の決定 |
| 4月 8日（火） | 事業実施の公告、公表、公募の開始 |
| 4月 8日（火） | 業務説明資料等の交付開始 |
| 4月21日（月） | 参加表明書の受付期限・質問の受付期限 |
| 4月22日（火） | 参加資格確認通知書の送付 |
| 4月25日（金） | 質問の回答期限 |
| 5月23日（金） | 提案書等の提出期限 |
| 5月30日（金） | ヒアリング実施及び選考委員会開催 |
| 6月 3日（火） | 選考結果の通知・最優秀提案者との提案内容等の協議・確認 |
| 6月23日（月） | 予定 業者選定審査会による業者の決定 |
| 7月 2日（水） | 予定 見積徴取 |
| 7月10日（木） | 予定 契約締結 |

(2) 事業説明資料等の交付

- ア 交付期間
令和7年4月8日（火）から令和7年4月21日（月）まで
- イ 交付方法
豊田市ホームページからダウンロード
<https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/proposal/1030252/index.html>

(3) 質問の受付及び回答

- ア 受付期限
令和7年4月21日（月） 午後5時
- イ 質問様式
別紙「質問書」のとおり
- ウ 提出方法
電子メール(受付期限必着)により豊田市役所都市整備部開発調整課へ提出すること。
なお、電子メールを送信する際の件名は、「豊田市盛土等情報管理システム構築業務委託プロポーザルに関する質疑について【事業者名】」とすること。

エ 回答方法

質問受付の翌日から起算して概ね2日（土曜日・日曜日・祝日を除く。）以内に質問を送付された電子メールへ回答します。（午後5時以降に届いた電子メールについては翌日扱いとします。

各社からの質問と回答は、会社名等を伏せて開発調整課のホームページに公表しますので、御自由に御確認下さい。

（４）参加表明書の提出

ア 参加表明書の提出期限

令和7年4月21日（月） 午後5時

イ 参加表明書の提出時間

開庁日の午前8時30分から午後5時まで

ウ 方法

持参により豊田市役所都市整備部開発調整課へ提出すること。

エ 書類

（ア） 参加表明書（様式1）

（イ） 商業登記簿謄本（登記事項証明書）

（ウ） 定款

（エ） 履行実績が確認できる契約書等の写し

①「4 参加資格要件（7）イ」で定める履行実績が確認できる契約書等の写し

②「4 参加資格要件（7）ウ」で定める資格の資格証等の写し

（５）参加資格確認通知書

ア 通知日

令和7年4月22日（火）

イ 通知方法

参加表明書の提出者に、電子メールで通知する。

6 ヒアリング

（１）日時 令和7年5月30日（金） 午前9時～午後5時のうち指定する30分間

（２）場所 ヒアリング会場：豊田市役所 東43会議室（東庁舎4階）

控室：豊田市役所 東62会議室（東庁舎6階）

参加者は、指定する時間に控室で待機し、市の職員と共にヒアリング会場に来場すること。

（３）備考

- ・ 提出された提案書等に基づき1社30分（説明20分、質疑応答10分）のヒアリングを行う。
- ・ 出席者は3名以内とする。また、出席者のうち1名は本事業に参画する「4 参加資格要件（7）ウ」の資格を有した担当者とし、その担当者が企画提案書の説明を行うこと。
- ・ プレゼンテーション及びの質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
- ・ ヒアリングに使用する資料は、企画提案書のみとし、要点をしばって簡潔に説明すること。
- ・ 全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。

- ・ 社会情勢等によっては、ヒアリングの方法をオンライン形式に変更する場合がある。その場合は、WEB 会議が可能である ZOOM ミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

7 選考委員

委員長	都市整備部	副部長	角谷 元
委 員	学識経験者	小林 睦	(豊田工業高等専門学校 教授)
	学識経験者	菱田 隆彰	(愛知工業大学 教授)
	開発調整課	課 長	大光 圭二
	情報システム課	課 長	柴田 拓馬

8 提案書等の提出

A 4 サイズ 片面 6 枚以内（見積書及び積算内訳書を除く。）に下記内容（（１）から（３））ごとに記載し、（提出部数は正本 1 部、副本 6 部）副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

（１）業務経歴等（１２０点）

ア 企業の業務実績（３０点）

地理情報システムを活用した情報管理システム構築業務の実績一覧
（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等）

イ 企業の公的認証の取得状況（３０点）

ウ 業務担当責任者の業務実績・能力（６０点）

（ア）業務担当責任者の業務実績一覧（３０点）

（イ）業務担当責任者の関係する資格等一覧（３０点）

技術士（情報工学部門）、応用情報技術者、情報セキュリティマネジメントなど

（２）業務実施計画等（８４点）

ア 業務実施方針（８点）

（ア）課題及びその対応（４点）

（イ）業務実施方針及び実施体制（４点）

イ 本業務についての提案（６８点）

（ア）システム導入の基本事項（８点）

（イ）構築するシステムと既存の電子申請システムとの連携（１２点）

（ウ）盛土等の一覧表と地理情報システムの連携（８点）

（エ）容易な検索を可能とする検索機能（８点）

（オ）構築するシステムの将来的な拡張性や利活用（４点）

（カ）システムの自由度（４点）

（キ）システムの管理・運用（８点）

（ク）ランニングコストの削減に関する提案及びその価格（１６点）

ウ 工程計画（４点）

エ 取組意欲（４点）

(3) 価格（60点）

(4) 見積書及び積算内訳書（1部提出）

別添「仕様書」の業務内容（4条）ごとに積算内訳書を作成すること。

(5) 留意事項

- ア 提案書は、評価基準の採点項目に沿って容易に採点できるように作成するほか、仕様書の各業務提案について実施可能な手法を具体的に記載すること。
- イ 提案内容はわかりやすい表現で簡潔な文章とし、専門用語等の使用は注釈を入れるか避けること。
- ウ 文字はゴシック系の書体（メイリオを推奨）を使用し、大きさは12ポイント以上とすること。
- エ 文章を補完するためのイラスト等は使用してもよいものとする。
- オ 提案書は、ファイルに収納し、表紙には、業務名を記載すること。（提案者名は記載しないこと。）
- カ 次に掲げる提案は無効とする。
 - ・実施要領に示す参加資格を有しない者がした提案
 - ・見積金額が提案限度額を超える提案
 - ・提案書に虚偽の記載をした者の提案
 - ・市が示した条件に違反した提案
 - ・選考委員に故意に接触を図った者、その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- キ 提出期限後は、提出された提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示のあった場合を除く。）。

9 評価基準

(1) 別記「評価基準」の項目について、選考委員及び事務局が採点し、採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

(2) 価格評価

価格点は、60点を満点とし、以下の式によって算出する。なお、小数点以下は四捨五入により算出する。

$$\text{価格点} = 60 \text{ 満点 (価格点数)} \times (\text{最低見積金額} \div \text{見積提示金額})$$

(3) 評価点

評価点は、総合点600点満点とし、以下の式によって算出する。

$$\text{評価点【600点】} = \text{業務経歴【120点】} + (\text{業務実施計画【84点】} \times 5 \text{人}) + \text{価格【60点】}$$

(4) 最高得点のものが同点の場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。

(5) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は最優秀提案者として選定しない。

(6) 最低基準点は260点とする。

10 選考結果の通知

(1) 選考結果通知日（予定）

令和7年6月3日（火）

(2) 通知方法

豊田市ホームページで公表するとともに、参加者に電子メールにて通知する。

11 その他

(1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。

(2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 次に掲げる提案は無効とする。

ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案

イ 見積金額が提案限度額を超える提案

ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

エ 市が示した条件に違反した提案

オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(4) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。

(5) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

(6) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。

仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(7) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。

ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき

イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき

ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき

エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき

(8) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

(9) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。

別表

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
(2) 人的関係	① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。